

## 令和2年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、いわゆる「新・担い手三法」の趣旨等を踏まえた制度改正を行ってきましたが、現在の入札不調の状況や不調に伴う事業の進捗の遅れなどの影響を踏まえ、建設工事について下記のとおり制度改正を行います。

### 制度改正

- ・土木一式工事の入札方法等を一部変更します（試行）

令和2年8月24日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

## 土木一式工事の入札方法を一部変更します(試行)

本市上下水道局発注の土木一式工事A等級のうち下水道管渠の開削工事の入札では、今年度7月末時点で既に3件の入札不調が発生しており、事業の進捗の遅れなど影響が出ています。

土木一式工事については、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」において、設計金額ごとに入札に参加できる等級を定めておりますが、入札不調対策として入札参加者基準の一部変更を試行いたします。

(変更点1)

当分の間、下水道管渠の開削工事に限り、設計金額が4,000万円以上1億円以下の案件について、土木一式工事の等級がB等級の業者のうち同業種の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者について参加できることとします。

【入札参加者基準(土木一式工事のうち設計金額4,000万円以上の下水道管渠の開削工事)】

	現行	改正後
設計金額 1億円超	A等級	A等級 (変更なし)
設計金額 4,000万円以上 1億円以下		A等級 <b>B等級※</b>

※土木一式工事の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限る。

(変更点2)

当分の間、土木一式工事A等級又はB等級の案件のうち、下水道管渠の開削工事について、手持工事による入札参加制限の適用を除外することとします。

◆ 変更点1、変更点2、いずれも令和2年8月1日以降に入札公告を行うものから適用します。